

ともに目指す！担い手強化支援事業実施要領

制 定 令和6年3月22日付第202400001327号
最終改正 令和8年10月7日付第202600153700号
鳥取県農林水産部長通知

1 目 的

県内には経営改善や地域農業の振興に高い意欲を持ち、自らの創意工夫による取組を行っている農業者等が数多く見られる。

県は、そのような意欲のある農業者等が作成した生産額や経営規模の拡大、低コスト化等を目指す計画（以下「プラン」という。）を認定し、プランの実現に必要な支援を行うことにより、元気な農業者等を育成するとともに中核農家の更なるステップアップを後押しし、地域農業の振興と活性化を図ることを目的とする。

2 プランの原則

認定するプランは、（１）から（７）までの要件をすべて満たすものとする。また、ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金交付要綱（令和6年3月22日付第202400001327号鳥取県農林水産部長通知。以下、「交付要綱」という。）別表1第1欄担い手強化支援事業（２）ジャンプアップタイプにあっては、合わせて（８）の要件を満たすものとする。

（１）プランは次のいずれかに該当するものであること。

ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき認定された者をいう。）の取組であること（プラン終了年度の翌年度の所得が、所在する市町村の農業経営基盤強化促進基本構想（以下、「基本構想」とする。）において規定された所得目標以上となる計画であること。また、プラン期間中に認定後5年間を経過する場合は、再認定を受けること。）。)

イ 社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人の場合は、プラン終了年度の翌年度の農業関係所得相当額（作業者への賃金含む。）が、所在する市町村の基本構想に規定された所得目標と同等以上となる計画であること。

（２）経営改善に資するものであり、プランに掲げた目標達成に向け、事業実施主体（農業者等）自らが主体的に本気で取り組む姿勢を有していること。

（３）プランに掲げた目標が具体的で、かつ、実現可能なこと。

（４）プランを実行することにより、地域農業の振興、地域の活性化にメリットがあること。

（５）プランの実行においては、関係機関の役割分担が明確であり、特に行政による支援の対象は、支援がなければプランの実現が困難と認められるものであること。

（６）機械の更新等現状維持にとどまるものでないこと。

（７）プランの期間は、支援事業の実施年数に関わらず3年とする。なお、プランの期間からプラン終了年度の翌年度まで毎年度の目標を設定すること。

（８）ジャンプアップタイプについては、現状の農産物販売額（農作業の受託料金収入を含む。以下、同じ。）が1,500万円以上であるとともに、農産物販売額3,000万円以上を目指すプランであること（農産物販売額を必須の目標項目とする）。

3 プランの内容

認定するプランは、農業分野（特用林産物を含む。）、畜産分野（養豚、養鶏）及び耕畜連携に関するものを対象とする。

なお、原則として、新たな有機JAS認定の取得を目指すものは対象外とする。（有機JAS既認定事業者が規模拡大等を目指すものは対象とする。）

また、がんばる農家プラン事業実施要領（平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知。以下、「旧要領」という。）の6（２）に基づき認定されたプラン及び本事業で認定されたプラン（以下「前回のプラン」という。）において支援を受けた最終の受益者が2回目以降のプランにおいて支援を受ける最終の受益者と同一の者である場合には、前回のプランにおける目標を達成しており、かつ、次のいずれかに該当するもののみ対象とする。

（１）前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して農業経営規模又は販売額が10%以上拡大されること。

ただし、中山間地域等直接支払制度による交付金の交付農地又は交付見込み農地に

おけるプラン（以下、「中山間地域等におけるプラン」という。）については、前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して経営規模又は販売額が５％以上拡大されることとする。

- (2) １名以上の雇用者増につながる（雇用者は主業農家と同等以上の従事日数を確保すること。）。
- (3) 前回のプラン目標年度における値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して付加価値額（農産物の生産・加工・流通・その拡大の他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。）が１０％以上拡大されること。

ただし、中山間地域等におけるプランについては、前回のプラン目標年度における値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して付加価値額が５％以上拡大されることとする。

4 プランの作成者

意欲のある農業者、農業者等の組織する構成員１０名以下の任意の組織、農業を営む法人（以下「農業者等」という。）とする。

なお、５（２）により当該市町村長が同意する場合、県外在住の農業者等を含む。ただし、県内に作業場、事務所等の拠点を有している場合に限る。

5 プラン認定の手続等

- (1) プランの作成者は、当該市町村長へプランを提出し、プランについての同意を得るものとする。
- (2) 市町村長は、プランの内容を適当と認め、当該プランに同意したときは、プランに対する意見を添え、その旨をプランの作成者へ通知するものとする。
- (3) プランの作成者は、市町村長の同意が得られたプランに別記様式１を添付して東部農林事務所長（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（日野郡に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。）（以下「所長」という。）へ提出し、認定の申請を行うものとする。
- (4) (3)の申請を行う場合は、プラン期間中からプラン終了年度の翌年度までの経営計画（経営試算）を添付するものとする。

6 プランの認定

- (1) 所長は、農業関係プラン審査会（以下「審査会」という。）を設け、２のプランの原則に照らし合わせ、申請のあったプランの認定の適否について意見を聞くものとする。
- (2) 所長は、審査会の意見に基づきプラン認定の適否を決定し、その結果を市町村長及びプランの作成者に通知するものとする。

7 県及び市町村の支援体制

県及び市町村は相互に連携し、農業者等のプランの作成及び実現に向け必要な助言及び協力を行うものとする。

8 助成措置

県は、毎年度予算の範囲内において、所長が認定したプランにおいて県が支援すべきものと位置付けた事業（以下「支援事業」という。）の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

9 支援事業

支援事業の実施期間は３年以内とし、支援事業の対象は、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助事業等他の事業活用を検討した上で、他の事業で対応できないもの。
- (2) 農業（特用林産物を含む。）関係事業、畜産（養豚、養鶏に限る。）関係事業、耕畜連携に関する事業とする（ただし、機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く。）。
- (3) 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは支援事業の対象から除く。ただし、パソコン等の事務機器及び軽トラック等の汎用性がある車両以外のものであって、他用途に使用されないものであること、農業経営において真に必要なこと及び導入後の適正利用が確認できるものであることの全ての要件を満たす場合には、

- この限りではない。
- (4) 不動産（土地及び建築物）の購入及び土地基盤の整備に関する事業は除く。
 - (5) 新たな有機 J A S 認定の取得又は有機 J A S 既認定事業者が認定を維持することに関するものは除く。

1 0 プランの公表

認定されたプランは、速やかにとりネットの農林水産部ホームページに掲載する。

1 1 プラン実施状況の報告

- (1) プランの作成者は、プランに掲げた目標に対する達成状況、支援事業により導入した機械等の利用状況等を、市町村長へ報告するものとする。また、報告を受けた市町村長は受理した報告書の写しを速やかに所管の所長に提出するものとする。
- (2) (1) の報告は、別記様式 2 により、毎年度の実績等を、翌年 6 月 3 0 日までに行うものとする。
- (3) (1) の報告は、認定を受けたプランの期間終了年度の翌年度分まで行うものとする。ただし、目標に対する実績が 7 割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は、7 割以上になるまでとするが、支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする。

1 2 プラン実施状況の点検等

- (1) プラン作成者は、1 1 の (1) の報告内容を自己点検し、プランに掲げた目標に対する実績が 5 割に満たない場合は、目標達成に向けた改善事項等を市町村長へ報告するものとする。また、報告を受けた市町村長は受理した報告書の写しを速やかに所管の所長に提出するものとする。
- (2) (1) の報告は、別記様式 3 により行うものとする。
- (3) 所長は (1) の報告内容を点検するとともに、必要に応じてプラン作成者及び関係機関の担当者で構成する検討会を開催し、改善に向けた取組を支援することとする。

1 3 プラン変更の承認

- (1) 認定されたプランの内容を変更（支援事業の追加を伴うものやプランの内容の重要な変更に限る。）しようとするときは、所長に変更の認定を受けるものとする。
- (2) 5 及び 6 の規定は (1) の変更認定について準用する。

1 4 制度移行の手続き

旧要領の 6 (2) に基づき認定されたプランのうち、交付申請時またはプラン変更申請時に別記様式 4 により交付要綱別表 1 第 1 欄担い手強化支援事業への移行を申し出た場合、担い手強化支援事業への制度移行を可能とし、制度移行後は、本要領に従うものとする。

ただし、交付要綱別表 1 第 1 欄担い手強化支援事業のうち (2) ジャンプアップタイプについては、旧要領に基づき認定されたプランからの制度移行や、本要領に基づきジャンプアップタイプ以外で認定されたプランからの変更は認めないものとする。

1 5 その他事業実施上の留意点

- (1) 事業実施主体は、主な農業機械（トラクター等）の導入に当たっては、農業経営又は基幹的農作業の目標面積が農業機械導入計画書（平成 3 0 年 5 月 1 8 日付第 2 0 1 8 0 0 0 2 7 1 3 6 号農林水産部長通知）に定めた利用規模の下限を満たすよう努め、その他の機械等の導入に当たっても過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- (2) 事業実施主体は、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。特に、機械、施設等を整備する場合は、原則として 3 者以上の競争入札又は相見積もりにより契約業者を決定し、事業費の低減に努めるものとする。
- (3) 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）等に基づく確認又は農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。
- (4) 本事業を実施するにあたり、特にジャンプアップタイプの取組にあっては、鳥取県農

業経営・就農支援センターへの相談、同センターが実施する経営力向上研修等の受講に努めるものとする。

- (5) この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行する。

令和6年3月31日までに旧要領に基づき認定されたプランについては、なお従前の例による。ただし、本要領14により制度移行した場合は、移行後、本要領を適用するものとする。

附 則

この改正は、令和8年10月7日から施行する。